

1章 中央公園再整備の背景

1-1 背景と目的

多くのイベントが開催され、市民の活用が盛んな一方、老朽化などの課題を抱えています

中央公園は、旧静岡地方裁判所沼津支部の跡地を財務省から無償貸付を受け、本市で整備を行い、昭和45年に都市公園として開設しました。以降、市中心部に位置する公園として、遊びや休憩、イベント会場などの様々な活用を通じて、市民の憩いの場であると同時に、地域活性化に寄与する役目を担ってきました。「沼津夏まつり」や「THIS IS NUMAZU（沼津自慢フェスタ）」等の市内外から集客するイベント会場としての役割や狩野川河川敷との一体的な利用等、他の公園にはない多様な活用実績があります。

しかしながら、開設から50年が経過し、当時の利用形態と変わってきていることや、施設の老朽化が目立っていることから、将来の施設更新の検討と合わせた活用時の課題解決が望まれています。

本市では、令和3年度から施行した「第2次沼津市緑の基本計画」において、「緑とともに魅力あふれる沼津の暮らし」を実現するため、4つの基本方針を設定しました。このうち、基本方針3「つかう緑 多様な主体による緑地空間の利活用」を掲げ、公園の利活用を通じて更なる魅力増進を図るものとしています。また、緑化重点地区として「沼津駅周辺地区」を設定し、中央公園の施設機能強化や中心市街地の公園に相応しい利活用の促進を取組みとして掲げています。

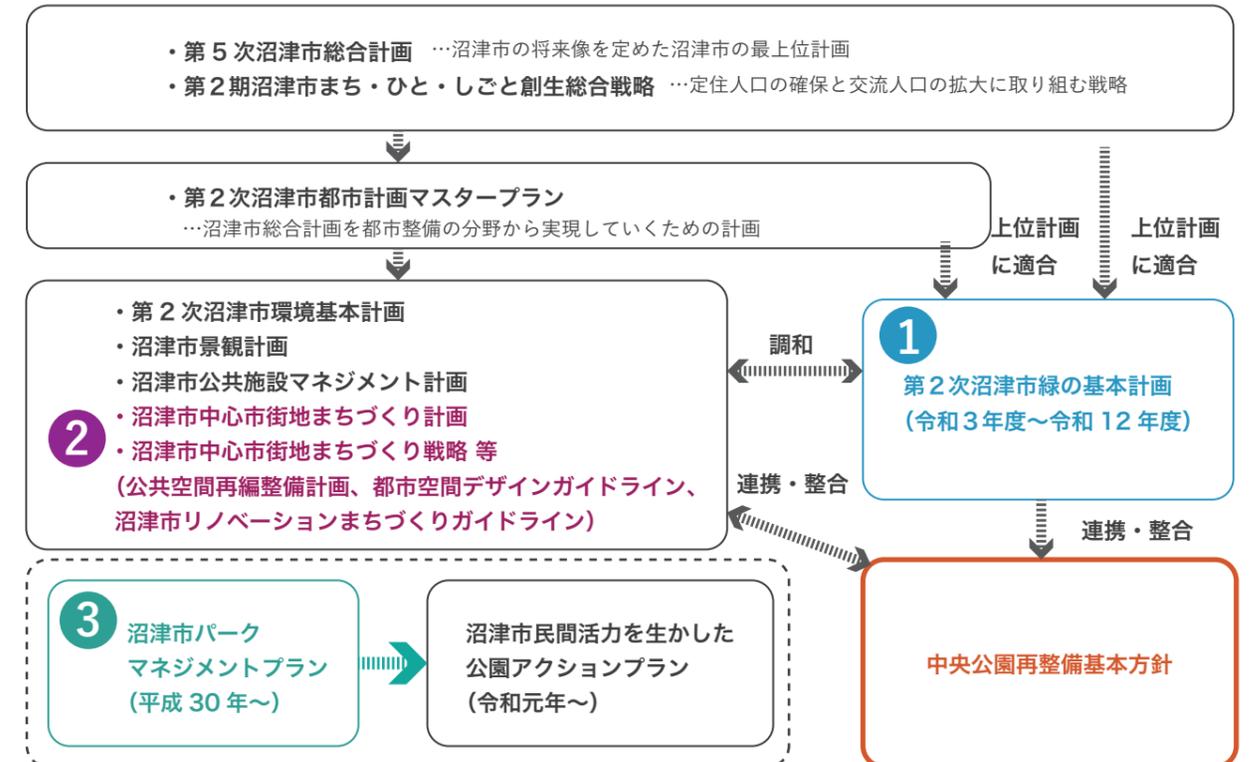
中央公園・未来ビジョンは前述の活用実績や課題を踏まえ、再整備事業の効果的かつ計画的な推進を図るため、再整備基本方針として策定するものです。



1-2 上位・関連計画

沼津の中心部の貴重な公園として駅周辺のまちづくりと連携します

本市では沼津駅周辺総合整備事業の本格展開に伴い、ヒト中心のまちづくりを進めています。大規模で長期事業でもある沼津駅周辺のまちづくりと連携し、中央公園再整備はヒト中心のまちづくりをリードする存在として位置付けられています。



① 第2次沼津市緑の基本計画

「第2次沼津市緑の基本計画」では、緑の「質」を高め、魅力あふれる市民の「暮らし」を創出することを目指し、公園緑地に関する4つの方針ごとに、市内における緑地や公園を分類し、令和12年度までの緑地への活動を推進していくこととしています。中央公園においては、多様な主体による緑地空間の活用を進める「つかう緑」の方針に則り、利活用しやすい仕組み作りや民間事業者等の取組支援、多様な主体との連携を目指すことが求められています。

② 沼津市中心市街地まちづくり計画・戦略

「沼津市中心市街地まちづくり計画」では、中央公園を含む狩野川周辺エリアを、狩野川を介して多様な交流が生まれる「健康・文化・交流ゾーン」の形成を目指しています。また、「沼津市中心市街地まちづくり戦略」では、沼津駅周辺の市街地をヒト中心の魅力ある場所へと再生させ、人々の交流や回遊が生まれる都市を目指し、まちづくりの施策の方向性を示しており、これらの公共空間の配置や市街地環境の向上等の観点も意識しながら、中央公園はイベント等による賑わいの創出や日常的に人々が利活用のできる空間の実現を目指します。

③ 沼津市パークマネジメントプラン

多様化するニーズや地域課題に柔軟に対応するため、良好な公園緑地環境の創出と活性化を目指し、柔軟な公園緑地の維持管理・運営管理のあり方をまとめたものです。中央公園では、行政単体による維持管理ではなく、行政に加えて民間事業者や日常的に利活用する市民による管理を目指します。